

地域計画に基づく 新しい農地貸借の仕組み ～農地中間管理事業～

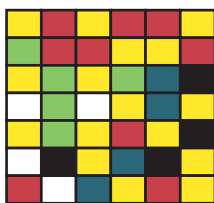
地域計画に基づき農地の貸借をすすめます

- 地域計画とは、地域での話し合いをもとに目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にした計画です。
- 地域農業の将来のあり方が示された従来の「人・農地プラン」に、目標地図（農地一筆ごとに今後利用する農業者を示した地図）が追加されるイメージです。
- この地域計画に示される農地利用の姿に基づいた農地の貸借について、農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）を介して権利の設定を行います。

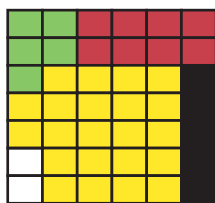
農地中間管理事業による農地の貸借

集落等の話し合いに基づき、地域農業のあり方や農地一筆ごとの農地利用の姿を明確化した地域計画を策定

現状



目標地図



出し手

貸借条件調整

受け手

貸借申請書

市町で受付

目標地図との適合を確認等

農業委員会の意見聴取

機構

農地の権利設定の手続き
(賃料は機構が徴収して振込)

※農地中間管理事業の関連法の改正、令和5年4月施行により、これまで機構が行ってきた借受希望者の公募、出し手と受け手のマッチングは廃止され、機構は市町が策定する地域計画の目標地図に基づき、貸借の手続きを行うこととなりました。

農地中間管理事業の貸借申請（利用申込）手続き

- 農地中間管理事業を利用した農地の貸借を希望する場合は、申請手続きが必要です。

【貸借申請書類】

- 貸借申請書は、各市町の農政担当課に備え付けています。また、機構の各地域窓口や一部のJAでも入手できます。なお、貸借申請書のExcel版は機構のホームページ上に公開しています。

【受付場所】 市町農政担当課（貸借しようとする農地が所在する市町）

【受付期間】 随時

- 貸借申請書の受付から権利設定までの期間は、約3ヶ月かかります。
- 個別の申請に係る受付締切日、権利設定までの期間等は、市町農政担当課にてご確認ください。

（貸借申請時の注意事項）

- 申請内容は地域計画と照らし合わせて問題ないものとしてください。（市町農政担当課に確認してください。）
- 申請にあたっては、出し手と受け手が貸借期間や賃料等の条件を事前に調整してください。
- 貸借条件が調整できていない場合や受け手が決まっていない場合は、受付できません。



地域計画に基づく貸借は機構を介して行います。



Q 農地中間管理事業とはどのようなものですか？

A 知事の指定を受けた農用地の中間的受け皿となる機関（機構）が、地域計画に基づき所有者から農用地を借り受け、担い手等に貸し付ける事業などを行うものです。滋賀県では、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が知事の指定を受けています。

Q 賃料の取り扱いはどうなっていますか？

A 機構が、受け手から賃料を徴収し、出し手に支払います。受け手からの徴収は、毎年11月15日に金融機関の指定口座（滋賀県内の農業協同組合に限ります。）から機構が引き落とし、出し手への支払いは、毎年12月末日までに金融機関の指定口座へ機構が振り込みます。
なお、米などによる物納の取り扱いはいたしません。

Q 事業を利用すると手数料がかかるのですか？

A 現在、貸借事務等にかかる手数料はかかりません。

Q 途中での解約はできますか？

A 原則、貸借期間中の解約はできません。ただし、やむを得ない理由があり、出し手と受け手の双方が合意している場合には可能となりますので、機構の各地域窓口までご相談ください。

問い合わせ先

市町農政担当課（貸借申請書に記載する農地の所在市町）
公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）
本部 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20（滋賀県農業教育情報センター2F）
TEL.077-523-4123 FAX.077-524-0245 E-mail:shiganou@sepia.ocn.ne.jp

各地域でのお問い合わせは下記の地域窓口までお願いします。

地域窓口	場所	TEL	地域窓口	場所	TEL
大津・南部	滋賀県南部合同庁舎4F	077-516-4570	湖 東	滋賀県湖東合同庁舎2F	0749-30-9117
甲 賀	滋賀県甲賀合同庁舎4F	0748-62-8015	湖 北	滋賀県湖北合同庁舎4F	0749-62-8998
東 近 江	滋賀県東近江合同庁舎4F	0748-22-1129	高 島	JAレーク滋賀新旭支店2F	0740-25-0717